

「にいがた Go To トラベル」 Q&A 【旅行事業者向け】

	質問内容	回答
1	対象者(新潟県民)の定義は。	新潟県内在住者となります。現住所が新潟県内であることを想定しています。住民票が新潟県内であることを必ずしも求めるわけではありません。一方、住民票が新潟県内で現住所が他県の方は対象外となります。
2	外国人は利用可能か。	新潟県内在住であれば利用可能です。
3	子供や乳幼児は割引対象となるか。	割引対象となります。
4	新潟県民とそれ以外の方が一緒の場合はどうすれば良いか。	精算と実績報告を分けることが可能であれば新潟県民のみに割引適用をして頂き、それ以外の方は通常料金での精算(実績報告不要)として頂くようお願いいたします。
5	「にいがた Go To トラベル」について利用者向けの問合せ窓口はあるか。	利用者向けのコールセンターはありません。旅行会社専用の「にいがた Go To トラベル」事務局は旅行事業者のみの対応窓口となりますので、不明点は旅行事業者経由で事務局までお問い合わせ下さい。
6	旅行事業者の参画条件は。	本事業に参画するには登録が必要です。OTAの登録は締め切りました。 【旅行会社(OTAを除く)の参画要件】 新潟県内に本社又は営業所を置く第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業 【参画の条件】 ・マニュアルの記載事項に従い適切に事業を管理する ・対象予約の旅行者全員が新潟県内在住であることを事前確認を必ず行う ・事務局の求めに応じ対象商品の販売状況や予算執行状況の集計・報告を行う ・新潟県観光協会のプライバシーポリシーに同意する ・事務局が販売商品に関する調査を実施する場合、誠実に対応する
7	対象の宿泊施設は決まっているか。	「にいがた Go To トラベル」においては宿泊施設の限定はしておらず、参画登録された各旅行事業者と契約をしている新潟県内の宿泊施設を対象とします。ただし、下記の施設は対象外となります。 ・クルーズ船、夜行フェリー、寝台列車等の移動交通機関等 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業
8	旅行事業者が旅行を販売する以外にすることはあるか。	利用者から「にいがた Go To トラベル」の割引適用商品で予約をしたい旨の意思表示をされた際には、旅行事業者は割引適用商品での予約可否を利用者へ伝達する必要があります。 併せて利用者の誓約を取り付ける下記の業務も忘れずをお願いします。 (旅行会社)利用証明書の利用者への提示と署名取り付け・各種書類保管(OTA)販売時に利用条件の提示と利用者からの承諾を得ること
9	予約期間はいつか。	予約開始日は令和8年5月14日(木)で、同日以降準備が整った旅行事業者から順次取扱開始となります。 取扱いが変更になる場合がありますので、最新情報は「にいがた Go To トラベル」公式ホームページをご確認ください。
10	利用期間(対象となる旅行期間)はいつか。	令和8年5月14日(木)チェックイン分から7月18日(土)チェックアウト分までとなります。
11	割引額の計算の仕方について詳しく知りたい。	「1泊あたり」の旅行代金総額を基本代金として計算します。 ①「1泊あたり」の旅行代金総額に対して20%を乗じます。 (旅行者が複数いる場合は、旅行者全員の旅行代金を足しあげた総額に対して20%を乗じます) ②「1人1泊あたり」の割引上限額(3,000円)を合計人数で乗じます。 (旅行・宿泊合計人数には子供や添い寝の無償幼児等も含めます) ③上記①と②のうち、低い方の金額を実際の割引額とします。
12	連泊制限はあるか。	連泊制限はありませんが、割引額は1泊ごとに切り分けて計算します。
13	利用回数の制限はあるか。	回数制限は設けていないため、何度でも利用可能です。
14	複数名で旅行を予約した場合の計算はどのようになるのか。	一つの予約を構成する全員の「1泊あたり」の旅行代金総額を基本代金として計算します。具体的な計算方法はQ11の回答に記載の手順①～③となります。
15	割引額算出の基となる旅行代金は税込価格か税抜価格か。	税込価格になります。
16	入湯税や宿泊税などは割引対象となるか。	出発までに予約が完了し、代金を確定させることができれば割引対象となります。現地で追加手配となったものは含めることができません。
17	利用者が宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行った費用も割引対象となるか。	割引対象外です。商品に事前に含まれている物品・サービスが割引対象となります。 (例)1泊朝食付の旅行商品として申し込み、宿泊施設滞滞時に夕食を追加で注文した場合 ○朝食代を含めた旅行・宿泊代金は割引対象です。 ×現地で追加した夕食代金は割引対象外です。 なお、「商品に事前に含まれている物品・サービス」と「現地で追加した物品・サービス」をまとめて支払う場合であっても、割引対象となるか否かの考え方は同一となります。
18	割引率を20%未満、割引上限額を3,000円未満に設定して良いか。	事業者都合で割引率や割引上限額を変えることはできません。
19	割引額の算出における端数の処理は具体的にどのようになるか。	1円未満を切り捨てます。
20	予約期間よりも前に予約された旅行商品(既存予約)は割引対象になるか。	予約期間よりも前に(令和8年5月13日(水)以前に)予約された旅行商品は割引対象外です。
21	割引対象とするため、既存予約記録を一旦取消し、新規で記録を作りたいが(キャンセル&リブック)、既に取消料が発生する。取消料は負担してもらえないか。	取消料は負担しません。 また、全く同じ予約を単に取り直すことは既存予約と同じものとみなし、原則、割引対象外となります。

「にいがた Go To トラベル」 Q&A 【旅行事業者向け】

	質問内容	回答
22	割引対象外となるビジネス利用の定義は。	旅行目的・内容の如何を問わず、次の場合はビジネス利用と判断し、割引対象外となります。 ・お客様から求められた領収書の宛先が法人名の場合 ・お客様からお支払いされた決済名義が法人の場合(振込元名義・法人のクレジットカードなど) ・行政機関等の公費出張 ・教育旅行における引率者(教職員・添乗員)・同行者(乗務員・同行カメラマン)の旅費
23	ビジネス目的での出張でも法人名の領収書を希望されない限り、割引対象として取り扱って良いか。	法人名の領収書を希望されなかった場合でも、ビジネス目的での利用が明らかでない場合は、割引対象外として取り扱う必要があります。
24	会社や団体が、宿泊を伴う旅行や会合で利用した場合はビジネス利用に当たるか。	費用を経費として処理する場合は、ビジネス利用に当たります。
25	ビジネス利用や新潟県民以外の利用が判明した場合、利用者に罰則はあるか。	刑事罰(詐欺罪)に問われるおそれがあります。
26	旅行事業者側で旅行者全員の居住地証明書(新潟県内在住か)の確認をする必要があるか。	居住地証明書の確認を必須とはしておりません。 旅行事業者としては商品販売時に、割引対象は新潟県内在住者のみであることやビジネス利用は割引対象外であることをパンフレットや旅行条件書等に明示頂き、旅行者にはこれを誓約頂くこと(Q8の回答に記載)をもって確認したものとみなします。
27	旅行当日に宿泊施設等で身分証明書(本人か)の確認をする必要があるか。	宿泊施設等での当日の身分証明書の提示は原則、求めておりません。
28	修学旅行を含む教育旅行は割引対象となるか。	既存予約でなく公費を含まない教育旅行であれば割引対象です。
29	コンパニオンサービスを含む旅行は割引対象となるか。	接待等を伴うコンパニオンサービスを含む旅行は割引対象外です。
30	大会への参加目的の旅行は割引対象となるか。	既存予約でなく、ビジネス利用でなければ割引対象です。
31	宿泊施設のデイユース利用は割引対象か。	割引対象外です。
32	宿泊施設の日帰りプラン(食事+入浴等)は割引対象か。	割引対象外です。
33	宿泊代金を各種ポイントやマイル、ギフト券、プレミアム商品券等で支払うことは可能か。	個人が保有するポイント類、ギフト券等、名称の如何を問わず、「利用者個人に付帯するもの」等で支払うことは可能です。
34	旅行事業者が「にいがた Go To トラベル」以外の独自の割引クーポンを発行する場合、割引額はどのように計算するか。	割引クーポン相当額を差し引いた金額を基本旅行代金として計算します。 (例 10,000円の旅行で1,000円の割引クーポンを利用する場合は、1,000円分を事前に引いた9,000円が基本旅行代金となります。)
35	旅行事業者が自社のポイントを付けた旅行商品は割引対象となるか。	価格決定権のある事業者が、自らの割引対象商品に限定してポイントを付与することはできません。いったん価格を引き上げた上でポイントを付与することにより、補助金を不当に多く引き出す行為が想定されるためです。 ただし「第三者の原資により付与されているもの」「本事業開始前より恒常的に顧客販促で適用されているもの」「広く全ての会員に適用されるもの」等の付与を妨げるものではありません。
36	割引対象だったものが割引対象外になるのは具体的にどのような場合か。	一例として下記があげられます。 ・予約がキャンセルとなった場合(キャンセル料は利用者の負担) ・予約が残っているもののノーショウの場合(支払いが済んでいる場合も含む)
37	割引対象商品の販売後に、割引対象外になった場合の対応について教えてほしい。	利用者から割引相当額を返還していただきます。
38	販売価格の明示の仕方について教えてほしい	割引対象商品の販売に関しては、「にいがた Go To トラベル」対象商品であることを明らかにするとともに、本来の価格と割引後の価格を明示し、その差額に対する補助が明確であることが必要です。
39	新潟県以外の宿泊地を含む旅行については割引対象となるか。	新潟県以外の宿泊地を含む旅行でも、下記の場合は対象となります。 ・行程に新潟県内の宿泊が含まれる ・新潟県内に宿泊する日の分の1泊あたり旅行代金を切り分けて算出できる
40	予算配分はあるのか。	参画登録された旅行事業者に対し、個別に予算配分を行います。割引適用は配分された予算の範囲内までとなります。
41	割引を適用する旅行商品を限定することはできるか。	割引を適用する旅行商品を限定することは可能です。
42	「にいがた Go To トラベル」の総予算を教えてください。	割引原資の予算額は、6億6,000万円です。